職業訓練生の募集

【簿記ビジネス科】

簿記・税法に関する知識や、Word と Excel の操作方法を実務的技能とともに習得します。また、企業実習を通して、実際に事務の仕事を見学・体験し、事務職への理解を深めます。

訓練費用:受講料無料 (テキスト代 27,170 円や受験料

22,700円(任意)、訓練生総合加入保険料

4,900円は別途必要)

訓練期間:2025年1月9日~2025年7月8日

募集期間:2024年11月5日~2024年12月5日まで

募集定員:20名 ※先着順ではありません

訓練場所:学校法人 YIC 学院 岩国教室(岩国駅前ビル)

【一般事務 PC 基礎科】

パソコンを用いた業務に対応でき、高齢求職者として就業する ためのスキルを身につけます。

対象者:50歳以上の求職者

訓練費用:受講料無料 (テキスト代 6,380 円や受験料は別

途必要)

訓練期間:2025年2月13日~2025年5月12日

募集期間:2024年12月10日~2025年1月20日まで

募集定員: 20 名 ※先着順ではありません

訓練場所:岩国市民文化会館

お問合せ先:ハローワーク岩国

職業訓練担当(TEL: 0827-21-3281)

山口県の現在の最低賃金 979 円

和木町商工会年末年始休業日のお知らせ

★休業期間★

2024年12月28日(土)~ 2025年1月5日(日)

2025年1月6日(月)から通常通り

和木町共通商品券加盟店各位

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し 上げます。

さて、和木町共通商品券の 12 月の換金 日を下記の通りに変更しますので、よろしくお願い致します。

12月 2日(月) 10日(火) 20日(金) 26日(木)

通常の換金は、10 日、20 日、30 日です。 (土、日、祝日の場合は翌日営業日になります。)

以上を換金日とします。



かきちょう商工会会部

発行日 : 2024.11.13 発行者 : 和木町商丁会

TEL 0827-53-2066 FAX 0827-53-4349

Mail wakichou@yamaguchi-shokokai.or.jp

HP https://www.waki-s.com/

お子様の教育資金を「国の教育ローン」 (日本政策金融公庫)がサポート



高校、大学等への入学時・在学中にかかる費用を対象とした公的な融資制度です。

【ご 融 資 額】 お子様 1 人あたり 3 5 0 万円以内

【金 利】年2.4% 固定金利

※「母子家庭」「父子家庭」「交通遺児家庭」「世帯年収200万円 (所得132万円) 以内の方」または「子ども3人以上の世帯かつ世帯年収500万円 (所得356万円) 以内の方」は2,00% (令和6年10月1日現在)

【ご返済期間】 18年以内

【お 使 い み ち】入学金、授業料、教科書代、アパート・マンションの敷金・家賃など

【ご返済方法】毎月元利均等返済(ボーナス時増額 返済も可能)

【保 証】(公財)教育資金融資保証基金 (連帯保証人による保証も可能)

詳細:日本公庫 HP (「国の教育ローン」で検索) 教育ローンコールセンター (0570-008656 ナビ ダイヤル) 又は (03) 5321-8656)

年末調整相談会のお知らせ

日時: 2025/1/7 (火) ~1/10 (金) 9:00~17:00

場所:和木町文化会館2F商工指導室

※専従者・従業員がいる事業所が対象です。

※12 月も相談を受け付けています。年明けは予約が殺到するため、12 月支給分の給与額が確定次第、早めにお越しください。

☆用意していただくもの☆

- ・雇用主のマイナンバーカードの写し(裏表)
- ※通知カードの場合は、身分証明書の写しも必要
- ·所得税徴収高計算書(納付書)
- •法定調書合計表
- ・給与支払報告書(※岩国・大竹は指定様式です)
- ・報酬、不動産等の支払調書(該当する事業所のみ)

※従業員の人数分必要なもの

- •源泉徴収簿
- ·扶養控除等(異動) 申告書
- ·保険控除申告書
- ・基礎控除申告書兼配偶者控除等申告書兼年末調整に係る定額減税のための申告書兼所得金額調整控除申告書
- ・住宅借入等特別控除申告書(該当する従業員のみ)
- ・給与所得の源泉徴収票

書類の在庫に限りがあるため、必要な場合は 早めに商工会までご連絡下さい。

1/20 (月) まで商工会で提出を受け付けます

期限後はご自身で各自治体等へ直接提出してください

労働保険未手続事業一掃強化月間です

「働くを守る。暮らしを守る。」ために、労働保険に必ず加入しましょう!

労働保険(労災保険・雇用保険)は、政府所管の保険制度で、農林水産業の一部を除き、労働者を正社員、パート、アルバイトなどの名称や雇用形態にかかわらず、一人でも雇用している事業主全てに加入が義務付けられています。

該当する事業主は、必ず労働保険の加入手 続きを行っていただくとともに労働保険料を納付し なければなりません。

労災保険は、労働者が仕事(業務)や通勤が原因で負傷した場合、また、病気になった場合や不幸にもお亡くなりになった場合に、被災労働者やご遺族を保護するための給付等を行っています。

雇用保険は労働者が失業した場合や働き続けることが困難になった場合、また、自ら教育訓練を受けた場合に、生活・雇用の安定と就職の促進を図るための給付等を行っています。

労働保険のご相談、手続き等につきましては、 労働基準監督署及び公共職業安定所(ハローワーク)へお気軽におたずねください。